

〔琉球入貢紀略〕琉球使の來れる

琉球は掖玖とともに、推古天皇以前より入貢しけんが、はやく朝貢怠りて來らざりしなるべし、かくてその國と往來なければ、たまく記載に見えたるも、みな懸聞臆度のみにて、たしかなることなきは、そのゆるるなりとおもはる、その國もまたはるかの島國にて、いづれの國の附庸にもあらず、通信もせざりしが、明の洪武年間、琉球は察度王の時にあたりて、冊封とて唐土より中山王に封せられて、彼國へも往來して、制度文物すべてかの國にならひてぞありける、明の宣德七年に、宣宗内官柴山といふ臣に命じて、勅書を齎らしめ琉球につかはし、中山王より人をして、我邦に通信せしむ、この宣德七年は、我邦の永享四年にあたり、これによりて考ふるに、上古よりはやく往來絶えて、後明宣宗のために我邦へ使せしは、はるかに年を歴て、再び我邦へ琉球使の來れる始めなるべし、これより後も、明の正統元年、英宗琉球の貢使伍是堅をして、回勅を齎らし、日本國王源義教に諭すといひ、これ永享八年嘉靖三年、琉球の長吏金良の詞に、これより先に正議大夫鄭繩といふものをして、日本國王に轉諭す、これ大永四年のことなり、中山といへることあれば、明より我邦へ書を贈るに、琉球使に命せしこともありしとぞおもはる、なり。

〔琉球入貢紀略辨誤〕永享年間琉球使來るの辨

室町紀略云、永享十一年七月、是歲琉球國入貢、琉球入貢始見また琉球事略に、後花園院寶徳三年七月、琉球人來りて、義政將軍に錢千貫と方物を獻ず、これよりしてその國人兵庫の浦に來りて交易すといふ、しからば彼國の使本朝に來ることは、尙金福が時をもて、その始めとすべきかといへり、これらの説みな誤りなり、按ずるに中山傳信錄云、宣德七年、宣宗以外國朝貢、獨日本未至、命内官柴山齎勅至國、令王遣人往日本諭之、と見えたり、これ實に我永享四年にあたり、か、れば二書にいふところ、この時より後れたれば、その始にあらざるをしるべし、